（傍線部分は改正部分）

改正後

第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

一　陽子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　（略）

二　（略）

三　家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①～⑧　（略）

⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（公益社団法人日本臨床検査標準協議会が平成二十三年十二月に作成したものをいう。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑩　（略）

（削る）

四　（略）

五　細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　（略）

②　実施診療科において、常勤の医師が配置されていること。

（削る）

③～⑤　（略）

⑥　当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑦・⑧　（略）

六　（略）

七　ＣＹＰ２Ｄ６遺伝子多型検査

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

①　（略）

改正前

第二　先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療

一　陽子線治療

イ　対象となる負傷、疾病又はそれらの症状

頭頸部腫瘍（脳腫瘍を含む。）、肺・縦隔腫瘍、消化管腫瘍、肝胆膵腫瘍、泌尿器腫瘍、乳腺・婦人科腫瘍又は転移性腫瘍（いずれも根治的な治療法が可能なものに限る。）

ロ　（略）

二　（略）

三　家族性アルツハイマー病の遺伝子診断

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①～⑧　（略）

⑨　遺伝子関連検査検体品質管理マニュアル（公益社団法人日本臨床検査標準協議会が平成二十三年十二月に作成したものをいう。以下同じ。）に従って検体の品質管理が行われていること。

⑩　（略）

四　削除

五　（略）

六　細菌又は真菌に起因する難治性の眼感染疾患に対する迅速診断（ＰＣＲ法）

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　（略）

(2)　保険医療機関に係る基準

①　（略）

②　実施診療科において、常勤の医師が三名以上配置されていること。

③　臨床検査技師が配置されていること。

④～⑥　（略）

⑦　当該療養について十五例以上の症例を実施していること。

⑧・⑨　（略）

七　（略）

八　ＣＹＰ２Ｄ６遺伝子多型検査

イ　（略）

ロ　施設基準

(1)　保険医療機関が自らその全部を実施する場合の当該保険医療機関の施設基準

①　（略）